

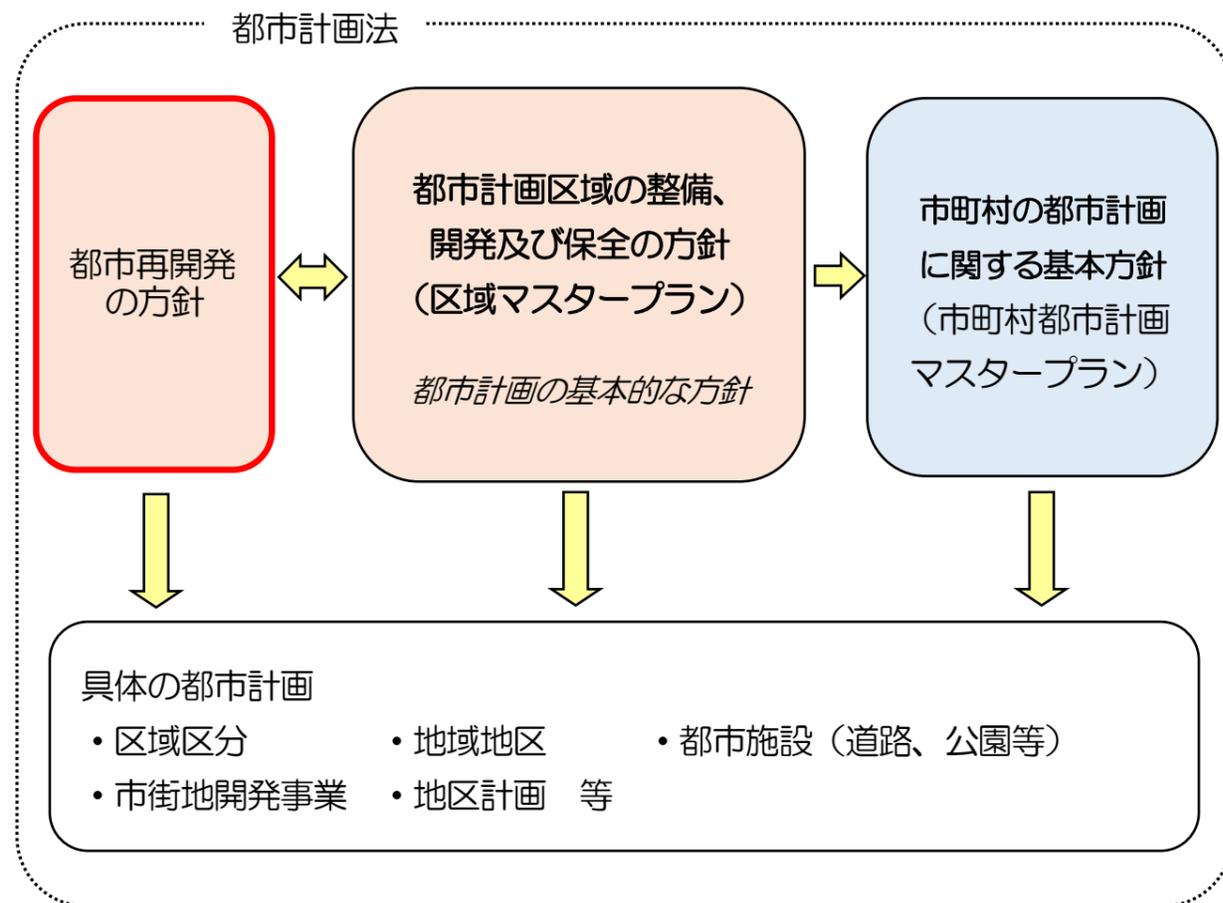
第2号議案 習志野都市計画都市再開発の方針の決定について

1 津田沼駅周辺地区における都市再開発の方針の決定理由

津田沼駅周辺地区は、まちの形成から40年以上が経過し、時代に即した更なる発展と都市機能の更新等が求められており、民間の活動等を適切に誘導するため、都市再開発の方針を決定するものである。

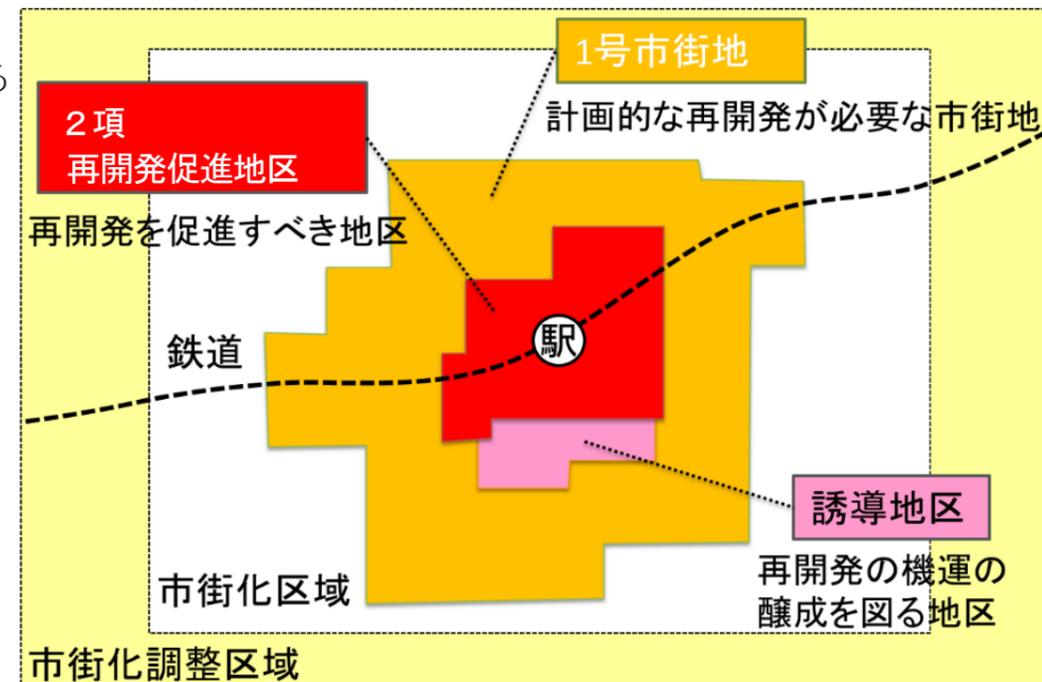
2-1 「都市再開発の方針」

市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープラン（都市計画法第7条の2・都市再開発法第2条の3）



※本方針における「再開発」とは、市街地再開発事業にとどまらず、土地区画整理事業等の市街地開発事業、地区計画等の規制誘導手法なども含む。

2-2 「都市再開発の方針」 地区指定のイメージ



1号市街地
（都市再開発法第2条の3第1項第1号）
市街化区域を対象として、計画的な再開発が必要な市街地

2項再開発促進地区
（都市再開発法第2条の3第2項）
1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき相当規模の地区

誘導地区
今後の再開の機運の醸成を図る地区

3 習志野都市計画都市再開発の方針における主な決定内容

○都市再開発の目標

習志野都市計画区域の将来都市像である、「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」の実現を目指し、市街地開発事業や地区計画等により、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

○計画的な再開発が必要な市街地

習志野都市計画区域の既成市街地において、津田沼駅周辺地区を計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）として、再開の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定める。

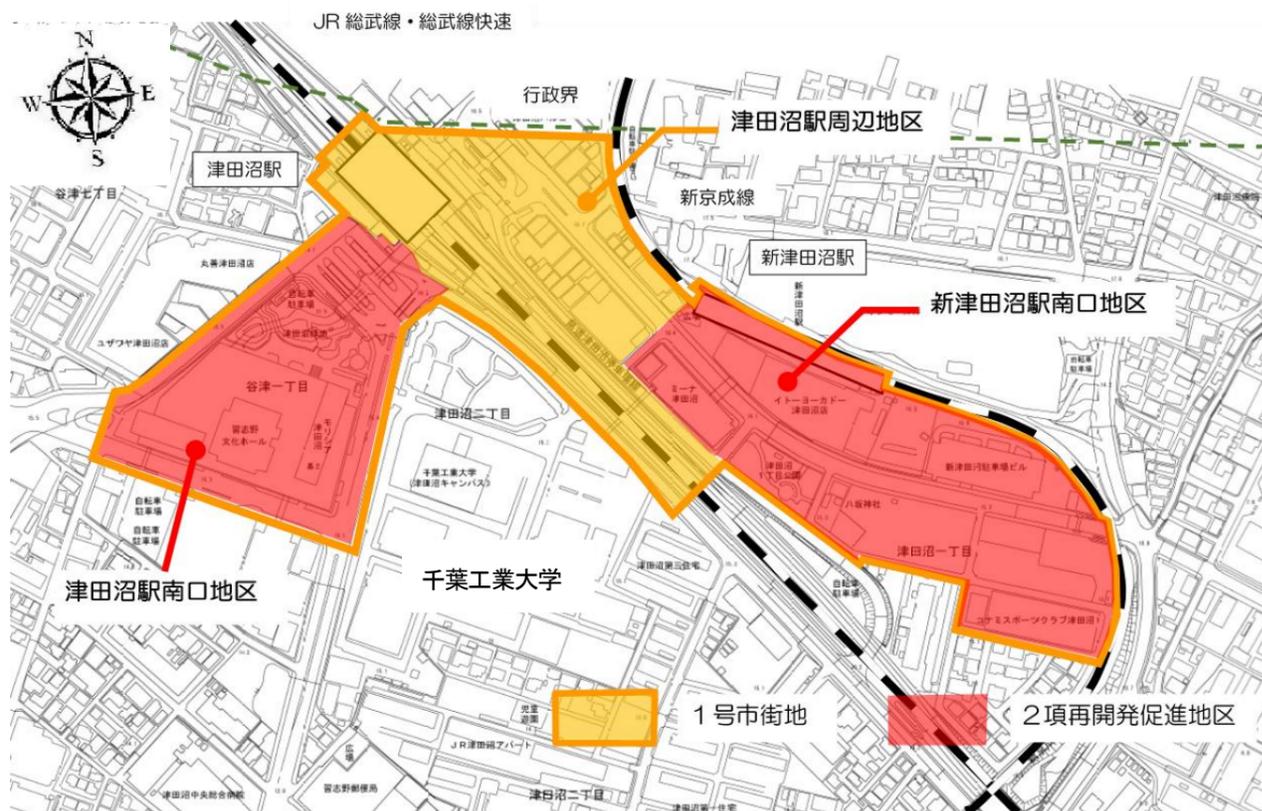
○特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき相当規模の地区

1号市街地のうち、津田沼駅南口地区及び新津田沼駅南口地区を特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき地区（2項再開発促進地区）として、その整備又は開発の計画概要を定める。

4 都市再開発の方針図



5 津田沼駅周辺地区における1号市街地及び2項再開発促進地区について

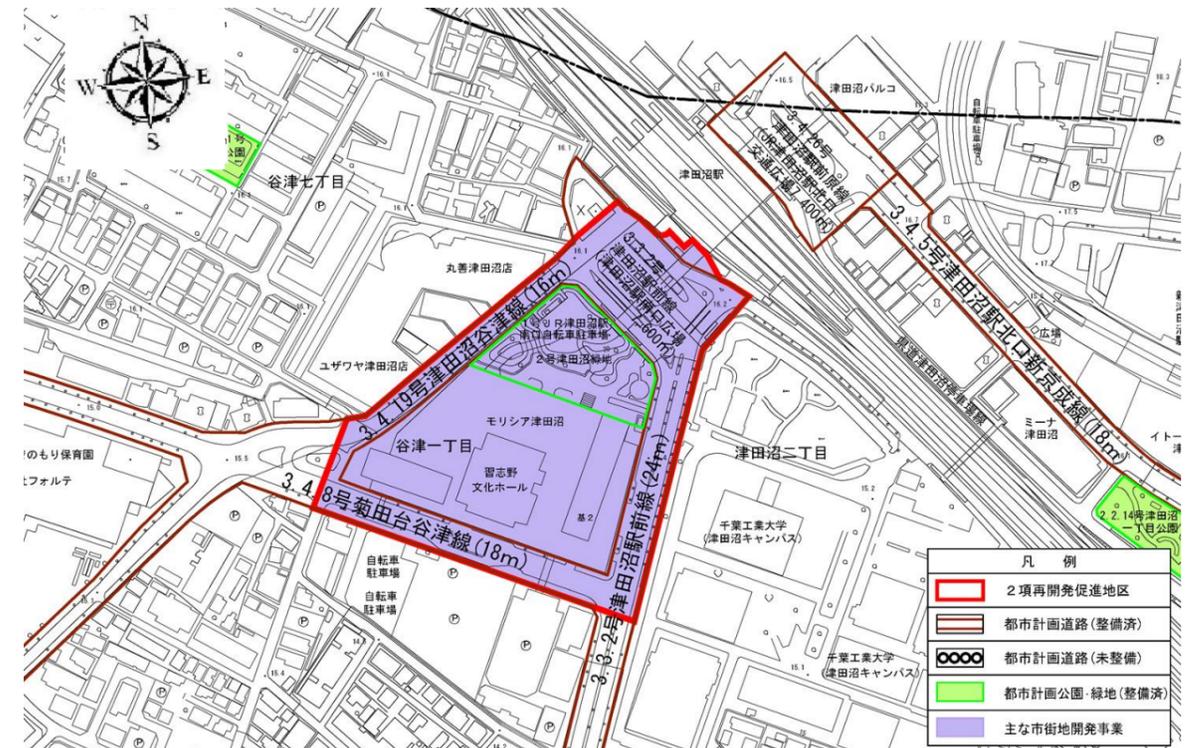


1号市街地：津田沼駅周辺地区

2項再開発促進地区：津田沼駅南口地区、新津田沼駅南口地区 ※概ね5年以内に実施予定の事業

6 都市再開発の方針附図

(1) 津田沼駅南口地区：民間活力導入による市街地再開発事業



(2) 新津田沼駅南口地区：民間活力導入による土地区画整理事業

